

③お盆期間中（13日～16日）のごみ収集、し尿くみとり・浄化槽清掃について

地区	業務内容	休業日
笠間地区	ごみ収集・持込み	8月14日（土）・15日（日）
	し尿くみとり・浄化槽清掃	8月13日（金）～16日（月）
友部・岩間地区	ごみ収集・持込み	8月14日（土）・15日（日）
	し尿くみとり・浄化槽清掃	8月13日（金）～16日（月）

【笠間地区】

- ごみの収集・持込み
8月14日（土）・15日（日）はお休みです。
8月14日（土）の不燃ごみおよび資源物は祝日扱いとなり、翌週21日（土）に振替収集となります。

- し尿くみとり・浄化槽清掃
8月13日（金）～16日（月）までお休みします。

- 事業系ごみ
8月14日（土）・15日（日）はエコフロンティアへの持込みはできません。

【友部地区・岩間地区】

- ごみの収集・持込み 通常どおりで、8月14日（土）・15日（日）がお休みです。
○し尿くみとり・浄化槽清掃 8月13日（金）～16日（月）までお休みします。

ごみ持込み先 笠間地区 エコフロンティアかさま TEL 0296-70-2511
友部・岩間地区 環境センター TEL 0296-77-2416

し尿くみとり・浄化槽清掃 笠間地区 ㈱博相社 TEL 0296-72-6670
友部地区 ㈱笠間保全 TEL 0296-77-1010・(有)茨城友清 TEL 029-259-4817
岩間地区 ㈱笠間保全 TEL 0299-45-2249

問 環境保全課（内線127） 笠間支所生活課（内線72123） 岩間支所生活課（内線73162）

④新規開業、多店舗展開をお考えの方々へ

商店街と出店希望者の出会いの場『合同面談会』に参加する出店希望者を募集します。
新規開業や多店舗展開をお考えの方々と空き店舗対策に積極的に取り組む商店街とのマッチングを目的に合同面談会を開催します。県内の商店街関係者や宅地建物取引業者から商店街活動や空き店舗物件について聞くことができます。

また、出店場所を検討している方だけでなく、中小企業診断士による経営相談、金融機関による資金調達方法などの相談会も実施しますので、ぜひご参加ください。

日時 8月24日（火）午後1時30分
第1部【商店街紹介】午後1時30分～2時15分
第2部【商店街と出店希望者の面談】午後2時30分～4時

会場 茨城県市町村会館 1階講堂（水戸市笠原町）

参加料 無料

面談会に参加する商店街は次のとおりです。

- ▽水戸市＝南町連合商店会、協同組合泉町商店会、見和・見川商店会
- ▽ひたちなか市＝表町通り商店街活性化連絡協議会
- ▽大洗町＝髭釜商店会、
- ▽笠間市＝すずらんロード振興組合
- ▽つくば市＝北條街づくり振興会
- ▽筑西市＝下館さくら商店街振興組合

問 茨城県産業会館2階 茨城県中小企業団体中央会 空き店舗対策支援室（水戸市桜川2-2-35）
TEL 029-233-0131

②ページ 「申」は申込み先、「問」は問合せ先の略です。

⑤国民健康保険限度額適用認定証等の更新手続きについて

～毎年8月に国民健康保険限度額適用認定証等の更新手続きが必要です～

国民健康保険に加入している方で、「国民健康保険限度額適用認定証等（※）」をお持ちの方は、自己負担限度額の決定のため毎年所得判定が必要となります。現在交付されている「限度額適用認定証等」は有効期限が平成22年7月31日までとなっていますので、平成22年8月1日以降、更新手続きをお願いします。

また、認定証の発行は随時行っています。入院に係る窓口負担の軽減となりますので、入院される際は、申請を行って制度をご利用ください。

（注）国民健康保険税の未納がある方、平成21年中の確定申告をしていない方は認定証の発行ができないことがあります。

※国民健康保険限度額適用認定証等とは？
各世帯の所得に応じた負担限度額区分が記載された認定証のことで、交付申請は世帯主の申請によります。これを医療機関に提示することにより、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

更新・申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑（必ずお持ちください）
- ・限度額適用認定証等（更新者のみ）

更新・申請手続き場所・問

保険年金課（内線139・140）
笠間支所市民窓口課（内線72103）
岩間支所市民窓口課（内線73183）

⑥「第19回ともべ舞踊の会」を開催

日時 8月22日（日）
午前10時30分開演
場所 友部公民館3階大ホール
主催 ともべ舞踊連合
後援 笠間市教育委員会
問 （代表）星野弘子 TEL 0296-77-0522

健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。
かさま健康ダイヤル24

⑦特設無料人権相談所を開設

開設日 8月18日（水）
会場 笠間支所1階 相談室
開設時間 午前10時～午後3時
相談内容
☆いじめ・体罰、地域・女性・外国人などの差別問題
☆家庭内（夫婦・親子・相続など）の問題
☆金銭貸借、借地借家、近隣のもめごとなど
相談員 人権擁護委員・法務局職員
問 水戸方法務局 TEL 029-227-9919

⑧笠間市みどりの広場のオープンについて

畜産試験場跡地の暫定利用として「笠間市みどりの広場」を7月16日（金）から市民の皆さんに開放します。
広場は、跡地の一部を広く一般開放し、市民憩いの場の創出と、利活用促進に向けた情報発信を目的に設置したものです。

広場利用時間

4月～11月：午前8時30分～午後6時30分
12月～3月：午前9時～午後4時
※利用時間外はゲートを閉鎖します。
広場は暫定利用であり自然の状態のまま開放していますので、利用案内表示内容を留意の上ご利用ください。

問 企画政策課（内線229）

⑨「広報かさまお知らせ版7月8日号」訂正とお詫び

先週発行しました「広報かさまお知らせ版7月8日号」7ページ⑩『戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集』内の記事に誤りがありました。読者の皆様ならびに関係各位にお詫びを申し上げ、訂正いたします。以下、正しい内容を掲載します。

正 実施地域

西部ニューギニア、中国、東部ニューギニア、フィリピン、トラック諸島、パラオ諸島、ソロモン諸島、ボルネオ・マレー半島、ミャンマー、インド、マリアナ諸島、マーシャル諸島、洋上慰霊

ギルバート諸島の実施計画はございません。
問 秘書課（内線227）

③ページ